

# 議案説明資料

## 【 目 次 】

- **議案第7号**  
八幡浜市個人情報保護条例及び八幡浜市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について . . . . . p. 1
  
- **議案第18号**  
八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について . . . . . p. 3
  
- **議案第19号**  
八幡浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について . . . . . p. 7
  
- **議案第20号**  
八幡浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について . . . . . p. 9
  
- **議案第21号**  
八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について . . . . . p. 11
  
- **議案第27号**  
八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について . . . . . p. 13

平成30年3月  
(平成30年2月27日提出)

件名	八幡浜市個人情報保護条例及び八幡浜市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
主務課	総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</li> <li>・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</li> <li>・行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）</li> </ul>

【改正の概要】

(1) 制定当時には想定されていなかった情報通信技術の発展に伴う環境の変化に対応するため、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正、及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の定義が新設されたことに伴い、この趣旨に則り、八幡浜市個人情報保護条例でもこれらと同様の改正を行う。

① 個人識別符号として定めるもの（2条4号）

個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第1条、及び、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「施行規則」という。）第4条の内容に沿って、規則で定めるものとする。

※政令に規定されているもの

- ・DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋
- ・公的な番号  
（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、各種保険証（種類については、施行規則に規定されている。）の番号等）

※施行規則に規定された各種保険証

- ・健康保険の被保険者証、高齢受給者証
- ・船員保険の被保険者証、高齢受給者証
- ・旅券、在留カード
- ・私立学校教職員共済の加入者証、加入者被扶養者証、高齢受給者証
- ・国民健康保険の高齢受給者証
- ・国家公務員共済組合の組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、船員組合員証、船員組合員被扶養者証
- ・地方公務員等共済組合の組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、船員組合員証、船員組合員被扶養者証
- ・雇用被保険者証
- ・特別永住者証明証

② 要配慮個人情報として定めるもの（2条5号）

政令第2条及び施行規則第5条の内容に沿って、規則で定めるものとする。

※政令に規定されているもの

- ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）等があること
- ・施行規則で定める障害があること  
（治療法が確立されていない疾病その他の特殊な疾病など）
- ・健康診断その他の検査の結果
- ・保健指導、診療・調剤に関する情報
- ・被疑者又は被告人として、逮捕、搜索等の刑事事件手続が行われたこと
- ・非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件手続が行われたこと

(2) 個人情報保護法の改正に伴い、取り扱う個人情報の数が5,000以下である事業者（以下「小規模事業者」という。）についても同法の適用となったため、八幡浜市個人情報保護条例で規制をかける意義が失われたことに伴い、これらの部分に関する規定（第5章（地方公共団体の努力義務規定を除く。））を削る。

(3) 個人情報保護法の改正に伴い、行政機関の保有する情報の公開に関する法律においても、個人情報の定義の明確化に関する改正が行われたことに伴い、この趣旨に則り、八幡浜市情報公開条例でもこれらと同様の改正を行う。

施行日	公布の日
-----	------

**【その他参考事項】**

本条例改正は、個人情報の定義を明確化するものであって、その範囲を縮小するものではありません。

件名	八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
主務課	保健センター
根拠法令等	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

【制定の概要】

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の4第3項の規定により、市の条例で定められている指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの及び厚生労働省令で定める基準を参酌するものとして定められている。よって、厚生労働省令の改正が行われる場合には、市はその「従うべき基準」等に基づき条例改正を行う必要がある。

この度、平成30年1月18日付で「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等が一部改正され、同年4月1日から施行されることとなったことに伴い、八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する。

【地域密着型サービスの概要】対象者：要介護1～5

- ① 原則として市町村の住民のみが保険給付の対象。
- ② 市町村主体で、介護保険事業計画に沿った整備を図れるなど、地域単位で適切なサービス基盤整備が可能。
- ③ 国の示す報酬及び指定基準を、市町村が一定の範囲内で変更可能。

事業所の指定、介護報酬の変更及び独自の指定基準を行うにあたっては運営委員会の意見を聞くなどの、公正かつ透明性の高い制度運営を確保。

1. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（規定する項目の例）

項目	内容
1. 第6条・第32条 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 利用者等からの通報に対応するオペレーターの基準の見直し</li> <li>・オペレーターの他の業種との兼務が可能</li> <li>・オペレーター業務の集約（コールセンターの設置）が可能</li> </ul>
2. 第6条・第47条 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護) (夜間対応型訪問介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 利用者等からの通報に対応するオペレーターの基準の見直し</li> <li>・オペレーターに係るサービス提供責任者の経験年数の改正（条件あり）</li> </ul>
3. 第59条の20の2 (共生型地域密着型通所介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障害者福祉制度におけるサービス等の指定を受けた事業所であれば基本的に共生型通所介護の指定が受けられるものとして基準を設定（新設）</li> </ul>
4. 第59条の25 (地域密着型通所介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 指定療養型通所介護の定員数の見直し</li> <li>・難病など常時観察が必要な療養通所介護の定員数を9人以下から18人以下へ改正</li> </ul>

5. 第65条 (認知症対応型通所介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し</li> <li>・ 1ユニットあたり入居者と併せて12人以下へ改正</li> </ul>
6. 第138条ほか (グループホーム) (地域密着型有料老人ホーム) (地域密着型小規模特別養護老人ホーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 身体拘束等の適正化</li> <li>・ 適正化のための委員会を3月に1回以上開催</li> <li>・ 身体拘束の適正化のための指針を整備</li> <li>・ 従業員に対する研修を定期的に開催</li> </ul>
7. 第191条 (看護小規模多機能型居宅介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 看護小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト型事業所の創設</li> <li>・ サービス供給量を増やす観点等から看護小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト型事業所の基準を創設</li> </ul>
8. 第195条 (看護小規模多機能型居宅介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準緩和</li> <li>・ 診療所からの参入を進めるよう診療所の病床を宿泊施設として兼用可能とする。</li> </ul>
9. 介護医療院の追加 (各施設サービス項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 指定地域密着型サービスに関連のある施設サービス項目に介護医療院を追加</li> <li>・ 指定地域密着型サービスとの連携・支援体制など</li> </ul>
施行日	平成30年4月1日
<p>【その他参考事項】用語の意味</p> <p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う。</p> <p>○オペレーター 利用者からの通報により、電話やICT機器（PC・タブレット・スマートフォン）等による対応・訪問などの随時対応を行う者</p> <p>○夜間対応型訪問介護 要介護者に対してできるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活が営めるように、夜間に定期的な巡回または随時の通報により居宅を訪問して日常生活の世話及び緊急時の対応を行う。</p> <p>○共用型認知症対応型通所介護 グループホームの居間または食堂、小規模特別養護老人ホーム等の食堂または共同生活室においてそれらの事業所または施設の利用者、入居者等とともに行う指定認知症対応型通所介護のこと。</p> <p>○看護小規模多機能型居宅介護事業所 医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる事業所</p>	

○サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所

本体施設と適切に連携ができていれば人員基準が緩和される。(例 代表者、管理者の兼務)

○介護医療院

日常的な医療的ケアが必要な重度介護者を受け入れ、看取り・終末期ケアの機能と生活施設としての機能を備える施設サービス(平成30年4月1日より創設)

【その他参考事項】地域密着型サービスの種類

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(八幡浜市では事業所なし)

日中や夜間を通じて、ホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や身のまわりの世話や療養上の世話や診療の補助などを行います。

② 夜間対応型訪問介護(八幡浜市では事業所なし)

夜間に、ホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や身のまわりの世話を行います。

③ 地域密着型通所介護(市内8事業所)

出来るだけ居宅で能力に応じた自立した日常生活を営めるように、生活機能の維持または向上をめざし、必要な日常生活上の世話と機能訓練を行います。(利用定員18人以下)

④ 認知症対応型通所介護(市内2事業所)

施設に通い、認知症高齢者に配慮した日常生活上の介護や機能訓練を受けます。

⑤ 小規模多機能型居宅介護(市内2事業所)

通所を中心として、短期間入所して介護や機能訓練を受けたり、居宅において訪問介護を受けたりすることができます。

⑥ 認知症対応型共同生活介護(市内8事業所)

認知症高齢者グループホーム～認知症の高齢者が、家庭的な環境のもとで利用者の生活のリズムにあわせて少人数で共同生活する住まいです。専門的な知識と経験をもった介護スタッフによる、日常生活上のお世話や機能訓練などの援助を受けながら、ひとりひとりの能力をいかして家事などを共同で行います。

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護(八幡浜市では事業所なし)

介護保険の事業者指定を受けた、小規模な有料老人ホームやケアハウスなど(定員30人未満)で生活しながら介護を受けられます。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(市内2事業所)

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する、小規模な特別養護老人ホームです(定員29人以下)。食事や排泄など日常生活上の介護や、身の回りの世話を受けられます。

⑨ **看護小規模多機能型居宅介護**（八幡浜市では事業所なし）

小規模多機能居宅介護訪問介護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療及び看護のケアを提供するサービスです。

件名	八幡浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
主務課	保健センター
根拠法令等	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

【制定の概要】

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の14第3項の規定により、市の条例で定められている指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの及び厚生労働省令で定める基準を参酌するものとして定められている。よって、厚生労働省令の改正が行われる場合には、市はその「従うべき基準」等に基づき条例改正を行う必要がある。

この度、平成30年1月18日付で「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等が一部改正され、同年4月1日から施行されることとなったことに伴い、八幡浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する。

【地域密着型介護予防サービスの概要】 対象者：要支援1及び2

- ① 原則として市町村の住民のみが保険給付の対象。
- ② 市町村主体で、介護保険事業計画に沿った整備を図れるなど、地域単位で適切なサービス基盤整備が可能。
- ③ 国の示す報酬及び指定基準を、市町村が一定の範囲内で変更可能。

事業所の指定、介護報酬の変更及び独自の指定基準を行うにあたっては運営委員会の意見を聞くなどの、公正かつ透明性の高い制度運営を確保。

1. 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(規定する項目の例)

項目	内容
1. 第9条 (認知症対応型通所介護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し</li> <li>・1ユニットあたり入居者と併せて12人以下へ改正</li> </ul>
2. 第78条ほか (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 身体拘束等の適正化</li> <li>・適正化のための委員会を3月に1回以上開催</li> <li>・身体拘束の適正化のための指針を整備</li> <li>・従業員に対する研修を定期的に開催</li> </ul>
3. 介護医療院の追加 (各施設サービス項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 指定地域密着型介護予防サービスに関連のある施設サービス項目に介護医療院を追加</li> <li>・指定地域密着型介護予防サービスとの連携・支援体制など。</li> </ul>



施 行 日	平成30年4月1日
<p>【その他参考事項】<u>地域密着型介護予防サービスの種類</u></p> <p>① <b>介護予防認知症対応型通所介護</b>（市内2事業所） 施設に通い、認知症高齢者に配慮した日常生活上の介護や機能訓練を受けます。</p> <p>② <b>介護予防小規模多機能型居宅介護</b>（市内2事業所） 通所を中心として、短期間入所して介護や機能訓練を受けたり、居宅において訪問介護を受けたりすることができます。</p> <p>③ <b>介護予防認知症対応型共同生活介護</b>（市内8事業所） 認知症高齢者グループホーム～ 認知症の高齢者が、家庭的な環境のもとで利用者の生活のリズムにあわせて少人数で共同生活する住まいです。専門的な知識と経験をもった介護スタッフによる、日常生活上のお世話や機能訓練などの援助を受けながら、ひとりひとりの能力をいかして家事などを共同で行います。</p>	

件名	八幡浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
主務課	保健センター
根拠法令等	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

【制定の概要】

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の24第3項の規定により、市の条例で定められている指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの及び厚生労働省令で定める基準を参酌するものとして定められている。よって、厚生労働省令の改正が行われる場合には、市はその「従うべき基準」等に基づき条例改正を行う必要がある。

この度、平成30年1月18日付で「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等」が一部改正され、同年4月1日から施行されることとなったことに伴い、八幡浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する。

【介護予防支援の主な業務内容】

介護予防支援とは、在宅の要支援者1及び2についての介護予防のケアマネジメント。要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業等及び介護予防に資する保健医療・福祉サービスを適切に利用できるよう地域包括支援センターのケアマネジャー等がケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等と連絡調整を行う。

1. 八幡浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（規定する項目の例）

項目	内容
1. 第2条 (基本方針)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 障害福祉制度の相談員との密接な連携</li> <li>・ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めることを明確化</li> </ul>
2. 第6条 (内容、手続の説明及び同意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 公正中立なケアマネジメントの確保</li> <li>・利用者や家族に対し、居宅介護サービス事業所についての複数の事業所を紹介することを求めることができることの説明を義務付ける。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 医療と介護の連携の強化</li> <li>・入院時における医療機関との連携促進</li> <li>①ケアマネジャーは、利用者に対して入院時に担当のケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関へ伝えるよう依頼することを義務付ける。</li> </ul>
3. 第32条 (指定介護予防支援の具体的取扱方針)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 医療と介護の連携の強化</li> <li>・平時からの医療機関との連携促進</li> <li>①サービス事業所等から伝達された口腔に関する問題や服薬状況等、ケアマネジャーから主治医等に必要な情報伝達を行う事を義務付ける。</li> <li>②医療サービスを受けることに意見を求めた主治医に対してケアプランを交付することを義務付ける。</li> </ul>

施 行 日	平成30年4月1日
<p>【その他参考事項】用語の意味</p> <p>○居宅介護予防支援（ケアマネジメント） 在宅での要支援者が適切なサービスを利用することができるよう、ケアマネジャーが居宅介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成する。</p> <p>○指定介護予防支援 市町村の指定を受けた者が行う居宅介護支援（地域包括支援センター）</p> <p>○介護支援専門員（ケアマネージャー） 要支援者等からの相談に応じ、要支援者等の心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるように、サービスを提供する事業者との連絡調整を行う者</p>	

件名	八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
主務課	保健センター
根拠法令等	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）（平成26年法律第83号）

【制定の概要】

医療介護総合確保推進法が平成26年6月25日に公布され、これにより介護保険法の一部改正が改正された。改正の内容として、保険者機能の強化という観点から、市町による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町に移譲し、平成30年4月1日に施行することとなっている。また介護保険法（平成9年法律第123号）第81条第2項により規定されている「居宅介護支援事業の運営に関する基準は、都道府県の条例で定める」から「市町村の条例で定める」と改正されることに伴い、八幡浜市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定する。

【居宅介護支援の主な業務内容】

居宅介護支援とは、在宅の要介護者についてのケアマネジメント。要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス、及び必要な保健医療・福祉サービスの適切な利用できるようにケアマネジャーがケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるようにサービス事業者等と連絡調整を行い、介護保険施設等へ入所が必要な場合は紹介等を行う。

1. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
（規定する項目の例）

項目	内容
1 総則 （第1条－4条）	➤ 事業を運営するに当たっての基本方針
2 人員に関する基準 （第5条・第6条）	➤ 事業所ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を置くこと。 ➤ 事業所ごとに常勤の管理者を置くこと。
3 運営に関する基準 （第7条－32条）	➤ 居宅介護支援の具体的取扱方針（業務のあり方、介護支援専門員の業務等） ➤ 事業所ごとに運営についての重要事項に関する規程を定めること。
4 基準該当居宅介護支援に関する基準 （第33条）	➤ 上記1～3の基準を準用する。
5 独自基準 （第32条）	➤ 指定居宅介護支援の提供に関する記録の保存期間を2年から5年に延長

2. 指定居宅介護支援事業者の指定をすることができる者 → 法人

施行日

平成30年4月1日（一部は、平成30年10月1日）

【その他参考事項】用語の意味

○居宅介護支援（ケアマネジメント）

在宅での要介護者がサービスの適切な利用をすることができるよう、ケアマネジャーが居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービスを提供する事業者との連絡調整等及び介護保険施設等への入所が必要な場合の介護保険施設等への紹介等を行うこと。

○指定居宅介護支援

市町村の指定を受けた者が行う居宅介護支援

○基準該当居宅介護支援

多種多様な事業主体の参入を促す観点から、条例における基準等に適合している事業所であれば市の判断により、法人格が無くてもそのサービスを保険給付の対象とすることができ、その対象事業所を基準該当居宅介護支援という。

○介護支援専門員（ケアマネージャー）

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等の心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、サービスを提供する事業者との連絡調整を行う者

件名	八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について		
主務課	商工観光課		
根拠法令等	—		
【改正の概要】			
(1) 別表第1の改正			
①八幡浜市沖新田駐車場の位置の修正			
平成27年度国土調査の成果による地番修正（平成29年11月登記）			
	位置		
変更前	八幡浜市字沖新田 1581 番地 20 の一部及び 21 の一部		
変更後	<b><u>八幡浜市字沖新田 1581 番地 20</u></b>		
②八幡浜市朝潮橋駐車場の位置の追加			
増設整備した朝潮橋駐車場の位置の追加			
	位置		
変更前	八幡浜市北浜一丁目 1590 番地 20		
変更後	八幡浜市北浜一丁目 1590 番地 20 <b><u>及び字沖新田 1526 番地 240</u></b>		
(2) 別表第2の改正			
定期駐車以外の駐車をする場合			
① 八幡浜市中央駐車場の営業時間制限の撤廃			
営業時間の制限規定を削除し24時間営業とすることにより利便性の向上を図る。			
	区分		
変更前	午前7時から午後12時まで		
変更後	<b><u>(削除)</u></b>		
② 八幡浜市中央駐車場、駅前駐車場、新町角駐車場の使用料及び無料時間の統一			
時間貸しの市営駐車場の利用料金及び無料時間を統一することにより、利用者にとって分かりやすく、かつ利用者負担の軽減を図る。			
【変更前】			
	中央駐車場	駅前駐車場	新町角駐車場
使用料	60円/30分	100円/60分	60円/30分
無料時間	なし	30分	15分
【変更後】			
	中央駐車場	駅前駐車場	新町角駐車場
使用料	<b><u>60円/30分ごとに</u></b>		
無料時間	<b><u>駐車を開始した時刻から30分</u></b>		
施行日	(1) 別表第1の改正：公布の日 (2) 別表第2の改正：公布の日から6月を超えない範囲内において、規則で定める日		